

環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の指定（昭和47年岩手県告示第558号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前					改正後						
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類 型の指定					別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類 型の指定						
水 域	該当類型	達成期間	暫定目標	備 考	水 域	該当類型	達成期間	暫定目標	備 考		
[略]					[略]						
北 上 川 支 流 水 域	[略]				北 上 川 支 流 水 域	[略]					
	[略]					稗貫川（稗貫川と北上川との合流点から上流の稗貫川本流）	[略]			[略]	
	[略]						稗貫川（稗貫川と北上川との合流点から上流の稗貫川本流（早池峰ダム貯水池を除く。））	[略]			
稗貫川（稗貫川と北上川との合流点から上流の稗貫川本流）				[略]	早池峰ダム貯水池（早池峰ダムえん堤及びその間に続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する稗貫川本流と各支流を除く。））				湖沼A II（ただし、当面の間全室素に係る基準は、適用しない。）	直ちに達成	令和5年 3月17日 適用
添市川（添市川と北上川との合流点から上流の添市川本流）				[略]	添市川（添市川と北上川との合流点から上流の添市川本流）				[略]	昭和50年 3月25日 適用	
[略]					[略]						
[略]					[略]						

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。